

平成27年12月21日
九州運輸局鉄道部計画課

軌道事業における旅客運賃の変更認可申請について

下記のとおり、軌道法第11条に基づく申請がありましたのでお知らせします。

記

1. 申請日

平成27年12月18日

2. 申請者の氏名又は名称及び住所

熊本市中央区大江5丁目1番40号

熊本市交通局

熊本市交通事業管理者 西本賢正

3. 変更しようとする運賃を適用する路線

全路線

- ・ 幹線 3.4 km
- ・ 水前寺線 2.4 km
- ・ 健軍線 3.0 km
- ・ 上熊本線 2.9 km
- ・ 田崎線 0.4 km

4. 変更しようとする運賃の種類、額及び計算方法

別紙1のとおり

【参考】中小民鉄事業者の収入原価算定要領

別紙2のとおり

変更しようとする運賃等の上限の種類、額及び計算方法

種別	申 請				現 行					
普通旅客運賃	均一運賃		現行どおり	運賃額 177円	均一運賃		大人(中学生以上の者をいう。)	運賃額 150円		
	小児及び幼児の計算方		現行どおり	運賃額 90円	小児及び幼児の計算方		小児(小学生以下の者をいう。)旅客運賃は、大人旅客運賃の2分の1の額。(その額に10円未満の端数が生じたときは10円に切り上げる。)ただし、6歳未満の幼児は、団体客として乗車する場合を除き、保護者1人につき1人を無料とし、1歳未満の乳児は、無料とする。	運賃額 80円		
定期旅客運賃	通勤	普通	1ヶ月	現行どおり	運賃額 6,370円	通勤	普通	1ヶ月	普通旅客運賃を基礎としこれを60倍し40%割引した額(その額に10円未満の端数が生じたときは四捨五入する)	運賃額 5,550円
	通学	大人	1ヶ月	現行どおり	運賃額 5,310円	通学	大人	1ヶ月	普通旅客運賃を基礎としこれを60倍し50%割引した額(その額に10円未満の端数が生じたときは四捨五入する)	運賃額 4,630円
		小児	1ヶ月	現行どおり	運賃額 2,660円		小児	1ヶ月	普通旅客運賃を基礎としこれを60倍し75%割引した額(その額に10円未満の端数が生じたときは四捨五入する)	運賃額 2,310円
貸切旅客運賃	大人		普通旅客運賃に車両平均定員69.9を乗じて得た額(10円の単位を四捨五入)		運賃額 12,400円	大人		普通旅客運賃に車両平均定員68.9を乗じて得た額(10円の単位を四捨五入)		運賃額 10,300円
	小児		現行どおり		運賃額 6,200円	小児		大人貸切旅客運賃の2分の1の額(10円の単位を四捨五入)		運賃額 5,200円

中小民鉄事業者の収入原価算定要領

本要領は、鉄道及び軌道の旅客鉄道運賃の算定に適用する。

1. 適用範囲

本要領は、中小民鉄事業者（鉄道事業者及び軌道経営者からJR旅客会社、大手民鉄及び地下鉄事業者の収入原価算定要領を適用する鉄道事業者及び軌道経営者を除いたものをいう。）に適用する。ただし、鋼索鉄道については、適用しないものとする。

2. 収入・原価算定の方法と手順

原価計算期間の鉄軌道事業部門の収入及び原価については、次の方法と手順により算定のうえ、所要運賃増収額を計算し、これを基礎として運賃を決定する。

(1) 原価計算期間

原価計算期間（平年度）は、3年間とする。

(2) 一般原則

- ① 経常的性格を担保するため、固定資産売却損益等の特別損益は、これを除外する。
- ② 鉄軌道事業部門を他の事業部門と区分して収支を算定する。
なお、鋼索鉄道は、これを鉄軌道事業部門と区分するものとする。
 - イ 明らかに鉄軌道事業部門に帰属する収入及び原価は、これを鉄軌道事業部門に帰属させる。
 - ロ 他部門と関連する収入及び原価は、一定の配賦基準で按分した鉄軌道事業分担当を鉄軌道事業部門に帰属させる。
- ③ 投融資については、これを独立の事業部門として処理することとする。

(3) 原価の算定

- ① 人件費
実績及び事業計画を考慮して適正に算定する。
- ② 修繕費
実績を基礎として物価上昇等を考慮して算定する。
- ③ 経費
 - イ 動力費
車両走行キロ当りの実績を基礎として、動力供給規定等を勘案して算定する。
 - ロ その他の経費

実績を基礎として物価上昇等を考慮して算定する。

- ④ 諸税
実績及び工事計画等を基礎として算定する。
- ⑤ 減価償却費
実績年度末における鉄軌道資産及び工事計画等を基礎とし、税法に定める限度額によって算定する。
- ⑥ 営業外費用
 - イ 支払利息
原価計算期間中の平均借入額に平均借入率を乗じて算定する。
 - ロ その他
実績を基礎として算定する。
- ⑦ 配当所要額（適正利潤）
払込資本金に対し10%配当に必要な額の鉄軌道事業分担額とする。

(4) 収入の算定

- ① 旅客運輸収入
過去の輸送実績に基づき、過去及び将来の特殊事情を考慮して旅客輸送数量を推計し、実績年度におけるキロ別輸送数量及びキロ別運賃を基礎として算定する。
- ② 貨物運輸収入
旅客運輸収入の算定方式に準ずる。
- ③ 運輸雑収
実績を基礎とし、増収努力を見込んで算定する。
- ④ 営業外収益
運輸雑収の算定方式に準ずる。

附 則

適用期日

本要領は平成12年3月1日以降の申請から適用する。